



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(子育て支援課) 1

告 示

- 沖縄県男女共同参画センターの利用料金の承認 (女性力・平和推進課) 2
- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施 (畜産課) 4
- 定期種畜検査の実施 (畜産課) 5
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (村づくり計画課) 5
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定 (村づくり計画課) 6
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (村づくり計画課) 6
- 公共測量の実施の通知 (農地農村整備課) 6
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件 (水産課) 6
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 7
- 公有水面埋立しゅん功認可 (港湾課) 7
- てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の承認 (都市計画・モノレール課) 11
- 首里城地区内施設の入場料の承認 (都市公園課) 12
- 海洋博覧会地区内施設の入場料の承認 (都市公園課) 13

教育委員会事項

- 沖縄県立名護青少年の家の利用料金の承認 14
- 沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認 15
- 沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認 15
- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 16
- 沖縄県立宮古青少年の家の利用料金の承認 16
- 沖縄県立石垣青少年の家の利用料金の承認 17

規 則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第60号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年沖縄県規則第52号) の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「2階以上」を「2階」に、「、ア」を「次のア」に改め、「3階以上」の次に「の階」を加え、「、イからクまでに」を「次のアからクまでのいずれにも」に、「こととする」を「ものであること」に改め、同号アを次のように改める。

ア 耐火建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建築物 (同条第9号の3に規定する準耐火建築物をい

い、同号口に該当するものを除く。) (保育室等を3階以上の階に設ける建物にあつては、耐火建築物) であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第364号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県男女共同参画センターの利用料金を承認した。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県男女共同参画センター
- 2 指定管理者 那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）		
		午前 (9時～12時)	午後 (12時～18時)	夜間 (18時～21時)
ホール	入場料を徴収しない場合	2,460円	3,690円	4,920円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	2,910円	4,350円	5,810円
会議室 1	入場料を徴収しない場合	410円	450円	600円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	470円	520円	690円
会議室 2	入場料を徴収しない場合	410円	450円	600円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	470円	520円	690円
会議室 3	入場料を徴収しない場合	410円	450円	600円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	470円	520円	690円
特別会議室	入場料を徴収しない場合	600円	600円	790円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	690円	690円	920円
研修室 1	入場料を徴収しない場合	790円	900円	1,180円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	920円	1,050円	1,390円
研修室 2	入場料を徴収しない場合	410円	450円	600円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	470円	520円	690円
研修室 3	入場料を徴収しない場合	410円	450円	600円

		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	470円	520円	690円
創作室	共用利用		1人1回（3時間以内）につき、中・高校生は140円、一般は260円		
	専用利用	入場料を徴収しない場合	460円	510円	680円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	590円	660円	870円
生活実習室		入場料を徴収しない場合	460円	510円	680円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	590円	660円	870円
和室	でいごの間	入場料を徴収しない場合	230円	240円	320円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	280円	290円	400円
	ゆうなの間	入場料を徴収しない場合	230円	240円	320円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	280円	290円	400円
茶室			180円	190円	250円
フィットネスルーム	共用利用		1人1回（2時間以内）につき、中・高校生は140円、一般は260円		
	専用利用	入場料を徴収しない場合	680円	680円	900円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	870円	870円	1,160円

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演壇	1台	210円
	司会者卓	1台	100円
	花台	1台	30円
音響器具	ダイナミックマイク	1本	210円
	コンデンサーマイク	1本	210円
	ワイヤレスマイク	1本	530円
	マイクスタンド	1本	30円
	はね返しスピーカー	1台	380円
	カセットテープレコーダー（再生）	1台	210円
	カセットテープレコーダー（録音）	1台	750円
	CDプレーヤー	1台	260円
	デジタルオーディオテープレコーダー（DAT）	1式	430円
ビデオテープレコーダー（VTR）	1式	430円	

照明器具	第1 ボーダーライト (200W×56灯)	1 列	260円
	第1 サスペンションライト (500W×18台)	1 列	320円
	第2 サスペンションライト (1 KW×30台)	1 列	1,080円
	シーリングスポットライト (1KW×20台)	1 列	480円
	アッパーホリゾンライト (200W×64灯)	1 列	380円
	ロアーホリゾンライト (150W×84灯)	1 列	320円
	フロントサイドスポット (1 KW×18台)	1 式	430円
	フットライト (60W×72灯)	1 式	100円
	クセノンピンスポット (1 KW×2台)	1 台	320円
ホールの冷暖房設備	冷房する場合	1 時間につき	2,000円
	暖房する場合	1 時間につき	1,340円
その他	スーパープロジェクター	1 台	2,690円
	スライドプロジェクター	1 台	640円
	オーバーヘッドカメラ	1 台	480円
	ピアノ	1 台	2,160円
	持ち込み器具コンセント	1 KWにつき	100円

備考

- 1 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。
 - (1) 10時から12時までの間は、超過時間1時間につき午前の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 12時から18時までの間は、超過時間1時間につき午後の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
 - (3) 18時後は、超過時間1時間につき夜間の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
- 2 ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。
- 3 「中・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「一般」とは、中・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

沖縄県告示第365号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和元年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで

沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで

2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

沖縄県告示第366号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、令和元年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和元年11月15日から同年12月6日まで

2 検査の対象となる種畜 豚

沖縄県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり具志頭村土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
安座名武八	八重瀬町字与座89番地 1
安里美津男	八重瀬町字与座76番地
仲嶺稔	八重瀬町字仲座 4 番地
安座名幸一	八重瀬町字与座43番地
兼城和夫	八重瀬町字安里20番地 2
大田洋	八重瀬町字仲座32番地
平田正和	八重瀬町字仲座 6 番地
金城秀雄	八重瀬町字安里20番地

金城正長	八重瀬町字安里68番地
喜屋武俊一	八重瀬町字仲座43番地

沖縄県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった石垣島土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、令和元年10月15日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 令和元年10月21日から同年11月19日まで
- 縦覧に供する場所 石垣市役所
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市松原南地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施する地域 久米島町地内（具志川南部地区）
- 公共測量を実施する期間 令和元年10月4日から令和2年3月17日まで
- 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

沖縄県告示第371号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年10月18日から同年11月1日まで宜野座村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 発起人の住所及び氏名 宜野座村字漢那1429番地漢那団地E-101 上原直彦、宜野座村字漢那1425番地 當山榮
- 加入区 宜野座加入区
- 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宜野座村漁業協同組合

沖縄県告示第372号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年10月18日から同年11月1日まで金武漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 金武町字屋嘉1667番地48 與那城正淳、金武町字金武5672番地の1 屋比久健
- 2 加入区 金武加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 金武漁業協同組合

沖縄県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和元年10月18日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字伊良部1391番19から 宮古島市伊良部字伊良部1505番2まで	10.5m ～ 94.8m	320.0m
新	宮古島市伊良部字伊良部1391番19から 宮古島市伊良部字伊良部1505番2まで	10.5m ～ 21.8m	320.0m

沖縄県告示第374号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和元年10月18日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和元年10月3日 沖縄県指令土第688号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
 - (1) 位置

名護市字仲尾165の2番地から同市字呉我36番地を経て同市字呉我165の2番地に至る間の地先公有水面
 - (2) 区域

ア A区域 次の各地点を順次結んだ線及び2010の地点とk-143の地点とを結んだ線により囲まれた区域

2010の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から262度32分35秒190.84メートルの地点

2007の地点	2010の地点から342度24分35秒25.20メートルの地点
k-36の地点	2007の地点から253度59分42秒14.37メートルの地点
k-37の地点	k-36の地点から258度34分40秒19.00メートルの地点
k-38の地点	k-37の地点から263度09分47秒19.00メートルの地点
k-39の地点	k-38の地点から267度44分39秒19.00メートルの地点
k-40の地点	k-39の地点から272度19分08秒19.00メートルの地点
k-41の地点	k-40の地点から276度55分29秒18.99メートルの地点
k-42の地点	k-41の地点から281度29分46秒19.00メートルの地点
k-43の地点	k-42の地点から286度04分41秒19.00メートルの地点
k-44の地点	k-43の地点から290度39分47秒19.00メートルの地点
k-45の地点	k-44の地点から295度14分56秒19.00メートルの地点
k-46の地点	k-45の地点から298度19分20秒6.50メートルの地点
k-47の地点	k-46の地点から300度31分04秒12.56メートルの地点
k-48の地点	k-47の地点から303度28分00秒19.34メートルの地点
k-49の地点	k-48の地点から305度43分01秒6.28メートルの地点
k-50の地点	k-49の地点から36度18分51秒19.67メートルの地点
k-51の地点	k-50の地点から305度50分34秒13.29メートルの地点
k-52の地点	k-51の地点から306度07分36秒6.73メートルの地点
k-53の地点	k-52の地点から216度11分13秒19.41メートルの地点
k-54の地点	k-53の地点から306度28分13秒7.74メートルの地点
k-55の地点	k-54の地点から307度10分46秒5.55メートルの地点
k-56の地点	k-55の地点から307度09分08秒20.00メートルの地点
k-57の地点	k-56の地点から306度57分21秒20.00メートルの地点
k-58の地点	k-57の地点から306度40分39秒20.00メートルの地点
k-59の地点	k-58の地点から306度28分16秒20.00メートルの地点
k-60の地点	k-59の地点から306度28分14秒20.00メートルの地点
k-61の地点	k-60の地点から306度51分16秒20.00メートルの地点
k-62の地点	k-61の地点から306度51分01秒19.99メートルの地点
k-63の地点	k-62の地点から306度51分10秒19.99メートルの地点
k-64の地点	k-63の地点から306度51分10秒20.00メートルの地点
k-65の地点	k-64の地点から306度50分55秒19.99メートルの地点
k-66の地点	k-65の地点から306度51分30秒20.00メートルの地点
k-67の地点	k-66の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
k-68の地点	k-67の地点から306度51分12秒19.99メートルの地点
k-69の地点	k-68の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
k-70の地点	k-69の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
k-71の地点	k-70の地点から306度51分12秒19.99メートルの地点
k-72の地点	k-71の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
k-73の地点	k-72の地点から306度51分12秒19.99メートルの地点
k-74の地点	k-73の地点から306度51分14秒20.00メートルの地点
k-75の地点	k-74の地点から306度51分03秒17.38メートルの地点
k-76の地点	k-75の地点から307度32分16秒2.60メートルの地点
k-77の地点	k-76の地点から308度35分01秒19.39メートルの地点
k-78の地点	k-77の地点から313度07分33秒16.97メートルの地点
k-79の地点	k-78の地点から316度11分30秒1.46メートルの地点
k-80の地点	k-79の地点から320度57分30秒17.99メートルの地点
k-81の地点	k-80の地点から328度17分18秒11.97メートルの地点
k-82の地点	k-81の地点から337度02分53秒6.10メートルの地点
k-83の地点	k-82の地点から338度19分59秒18.76メートルの地点

k-84の地点	k-83の地点から337度35分37秒14.03メートルの地点
k-85の地点	k-84の地点から334度55分26秒4.61メートルの地点
k-86の地点	k-85の地点から339度21分16秒1.12メートルの地点
k-87の地点	k-86の地点から342度40分55秒19.48メートルの地点
k-88の地点	k-87の地点から348度31分43秒17.89メートルの地点
k-89の地点	k-88の地点から351度31分00秒0.59メートルの地点
k-90の地点	k-89の地点から355度41分40秒17.87メートルの地点
k-91の地点	k-90の地点から303度19分31秒2.70メートルの地点
k-92の地点	k-91の地点から264度09分42秒1.82メートルの地点
k-93の地点	k-92の地点から188度42分12秒1.52メートルの地点
k-94の地点	k-93の地点から173度37分31秒18.43メートルの地点
k-95の地点	k-94の地点から168度48分04秒0.60メートルの地点
k-96の地点	k-95の地点から163度49分11秒18.19メートルの地点
k-97の地点	k-96の地点から170度51分11秒19.89メートルの地点
k-98の地点	k-97の地点から158度37分08秒1.11メートルの地点
k-99の地点	k-98の地点から159度27分46秒4.60メートルの地点
k-100の地点	k-99の地点から159度02分31秒14.13メートルの地点
k-101の地点	k-100の地点から158度50分29秒19.29メートルの地点
k-102の地点	k-101の地点から159度31分17秒6.42メートルの地点
k-103の地点	k-102の地点から158度39分46秒12.92メートルの地点
k-104の地点	k-103の地点から158度13分16秒20.71メートルの地点
k-105の地点	k-104の地点から162度58分05秒1.84メートルの地点
k-106の地点	k-105の地点から154度58分31秒20.61メートルの地点
B-11の地点	k-106の地点から133度54分07秒7.27メートルの地点
B-10の地点	B-11の地点から84度59分31秒3.56メートルの地点
B-9の地点	B-10の地点から130度01分51秒10.64メートルの地点
B-8の地点	B-9の地点から129度39分17秒2.62メートルの地点
B-7の地点	B-8の地点から128度55分35秒17.39メートルの地点
B-6の地点	B-7の地点から126度51分08秒20.00メートルの地点
B-5の地点	B-6の地点から126度50分57秒20.00メートルの地点
B-4の地点	B-5の地点から126度51分18秒19.99メートルの地点
B-3の地点	B-4の地点から126度51分06秒20.00メートルの地点
B-2の地点	B-3の地点から126度51分36秒5.75メートルの地点
B-1の地点	B-2の地点から172度36分45秒7.07メートルの地点
k-118の地点	B-1の地点から122度47分03秒9.33メートルの地点
k-119の地点	k-118の地点から125度10分40秒8.71メートルの地点
k-120の地点	k-119の地点から152度32分05秒12.52メートルの地点
A-16の地点	k-120の地点から140度58分31秒4.46メートルの地点
A-15の地点	A-16の地点から81度51分00秒15.08メートルの地点
A-14の地点	A-15の地点から126度51分06秒5.00メートルの地点
A-13の地点	A-14の地点から126度51分06秒20.00メートルの地点
A-12の地点	A-13の地点から126度51分30秒4.99メートルの地点
A-11の地点	A-12の地点から123度59分26秒15.02メートルの地点
A-10の地点	A-11の地点から123度59分07秒20.02メートルの地点
A-9の地点	A-10の地点から124度42分35秒20.01メートルの地点
A-8の地点	A-9の地点から126度51分13秒165.55メートルの地点
A-7の地点	A-8の地点から126度44分08秒14.49メートルの地点
A-6の地点	A-7の地点から125度47分14秒20.21メートルの地点
A-5の地点	A-6の地点から123度26分41秒20.39メートルの地点

A-4の地点 A-5の地点から120度30分54秒13.51メートルの地点
 A-3の地点 A-4の地点から118度19分40秒7.05メートルの地点
 A-2の地点 A-3の地点から115度14分46秒20.59メートルの地点
 A-1の地点 A-2の地点から110度38分57秒2.88メートルの地点
 820の地点 A-1の地点から110度39分58秒17.71メートルの地点
 812の地点 820の地点から106度04分42秒20.59メートルの地点
 804の地点 812の地点から101度29分30秒20.59メートルの地点
 796の地点 804の地点から96度54分49秒20.59メートルの地点
 792の地点 796の地点から93度35分11秒8.96メートルの地点
 789の地点 792の地点から182度41分08秒3.75メートルの地点
 k-140の地点 789の地点から93度05分12秒11.81メートルの地点
 k-141の地点 k-140の地点から90度27分02秒20.98メートルの地点
 k-142の地点 k-141の地点から83度15分40秒21.00メートルの地点
 k-143の地点 k-142の地点から78度48分16秒21.00メートルの地点

イ B区域 次の各地点を順次結んだ線及び2005の地点とk-148の地点とを結んだ線により囲まれた区域

2005の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から271度34分14秒123.14メートルの地点

2004の地点 2005の地点から332度34分10秒26.29メートルの地点
 k-31の地点 2004の地点から241度31分28秒4.88メートルの地点
 k-32の地点 k-31の地点から242度39分28秒19.64メートルの地点
 k-33の地点 k-32の地点から245度09分45秒19.36メートルの地点
 k-34の地点 k-33の地点から248度53分49秒13.86メートルの地点
 k-35の地点 k-34の地点から251度04分21秒5.22メートルの地点
 2008の地点 k-35の地点から253度59分36秒2.82メートルの地点
 2009の地点 2008の地点から162度24分05秒25.21メートルの地点
 k-144の地点 2009の地点から74度14分44秒3.13メートルの地点
 k-145の地点 k-144の地点から71度17分34秒5.79メートルの地点
 k-146の地点 k-145の地点から68度49分44秒15.15メートルの地点
 k-147の地点 k-146の地点から66度06分47秒20.65メートルの地点
 k-148の地点 k-147の地点から64度11分47秒20.35メートルの地点

ウ C区域 次の各地点を順次結んだ線及び2006の地点と2003の地点とを結んだ線により囲まれた区域

2006の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から271度57分54秒121.56メートルの地点

k-149の地点 2006の地点から63度43分41秒6.29メートルの地点
 k-150の地点 k-149の地点から64度00分20秒6.91メートルの地点
 k-151の地点 k-150の地点から63度58分19秒19.99メートルの地点
 k-152の地点 k-151の地点から63度43分37秒20.00メートルの地点
 1677の地点 k-152の地点から49度04分48秒9.26メートルの地点
 1660の地点 1677の地点から44度44分23秒46.72メートルの地点
 1670の地点 1660の地点から44度37分55秒0.99メートルの地点
 1669の地点 1670の地点から46度25分54秒2.01メートルの地点
 1668の地点 1669の地点から52度48分42秒0.90メートルの地点
 1667の地点 1668の地点から58度42分01秒1.84メートルの地点
 1666の地点 1667の地点から61度18分35秒1.83メートルの地点
 1665の地点 1666の地点から62度54分20秒9.58メートルの地点
 1664の地点 1665の地点から64度36分44秒1.76メートルの地点
 1671の地点 1664の地点から51度37分23秒2.18メートルの地点
 1672の地点 1671の地点から62度33分42秒9.24メートルの地点
 1673の地点 1672の地点から62度32分36秒3.44メートルの地点

1674の地点 1673の地点から62度42分02秒9.31メートルの地点
 k-166の地点 1674の地点から62度42分04秒13.09メートルの地点
 k-167の地点 k-166の地点から66度46分17秒10.55メートルの地点
 k-168の地点 k-167の地点から62度32分04秒20.00メートルの地点
 k-1の地点 k-168の地点から63度01分48秒19.99メートルの地点
 k-2の地点 k-1の地点から46度29分11秒20.82メートルの地点
 k-3の地点 k-2の地点から51度41分12秒20.37メートルの地点
 k-4の地点 k-3の地点から82度21分35秒21.24メートルの地点
 k-5の地点 k-4の地点から70度11分59秒20.17メートルの地点
 k-6の地点 k-5の地点から62度21分44秒8.24メートルの地点
 k-7の地点 k-6の地点から62度30分13秒11.80メートルの地点
 k-8の地点 k-7の地点から64度41分02秒20.29メートルの地点
 k-9の地点 k-8の地点から69度57分58秒15.65メートルの地点
 k-10の地点 k-9の地点から24度20分20秒6.59メートルの地点
 k-11の地点 k-10の地点から298度03分02秒5.69メートルの地点
 k-12の地点 k-11の地点から251度58分18秒16.70メートルの地点
 k-13の地点 k-12の地点から244度54分16秒21.13メートルの地点
 k-14の地点 k-13の地点から242度24分26秒11.94メートルの地点
 k-15の地点 k-14の地点から242度43分21秒8.23メートルの地点
 k-16の地点 k-15の地点から242度55分21秒20.00メートルの地点
 k-17の地点 k-16の地点から243度07分02秒19.99メートルの地点
 k-18の地点 k-17の地点から243度08分11秒20.00メートルの地点
 k-19の地点 k-18の地点から243度07分20秒20.00メートルの地点
 k-20の地点 k-19の地点から243度07分57秒20.00メートルの地点
 k-21の地点 k-20の地点から243度20分25秒20.00メートルの地点
 k-22の地点 k-21の地点から242度55分31秒20.00メートルの地点
 k-23の地点 k-22の地点から243度07分34秒19.99メートルの地点
 k-24の地点 k-23の地点から243度19分48秒20.00メートルの地点
 k-25の地点 k-24の地点から242度55分39秒19.99メートルの地点
 k-26の地点 k-25の地点から243度06分25秒20.00メートルの地点
 k-27の地点 k-26の地点から242度37分12秒20.00メートルの地点
 k-28の地点 k-27の地点から241度55分18秒20.00メートルの地点
 k-29の地点 k-28の地点から241度25分34秒20.00メートルの地点
 k-30の地点 k-29の地点から241度24分48秒6.90メートルの地点
 2003の地点 k-30の地点から241度31分04秒6.35メートルの地点

(3) 面積

A区域 16,633.86平方メートル
 B区域 1,735.58平方メートル
 C区域 4,611.43平方メートル
 合計 22,980.87平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年2月28日 沖縄県指令土第132号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 名護市

沖縄県告示第375号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第9条第4項の規定により、次のとおりでだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金を承認した。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場

- 2 指定管理者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年9月30日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
普通駐車 (四輪車に限る。)	時間内駐車	(1) 1時間以内の利用の場合 100円 (2) 1時間を超え4時間以内の利用の場合 1時間ごとにつき100円 (3) 一の入出場時間における駐車が4時間を超える利用の場合 400円
	時間外駐車	1回につき 260円
定期駐車券による駐車 (四輪車に限る。)	全日定期駐車券	1月につき 5,000円
		3月につき 14,250円
		6月につき 27,000円
	平日及び土曜日定期駐車券	1月につき 4,200円
		3月につき 11,970円
		6月につき 22,680円
	平日定期駐車券	1月につき 3,500円
		3月につき 9,980円
		6月につき 18,900円

備考

- 1 「時間内駐車」とは、入出場時間における駐車をいい、「時間外駐車」とは、入出場時間以外の時間における駐車をいう。ただし、時間外駐車をした場合においては、当該時間外駐車の前時間の1時間前及び1時間後に係る駐車については、時間外駐車に含めるものとする。
- 2 「四輪車」とは、普通自動車をいう。
- 3 定期駐車券による駐車は、時間内駐車に限るものとする。
- 4 「全日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間に使用することができる定期駐車券をいう。
- 5 「平日及び土曜日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。
- 6 「平日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。

沖縄県告示第376号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり首里城地区内施設の入場料を承認した。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 首里城地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 入場料の額
 - (1) 施設に入場しようとする場合の入場料

	入場料（1人につき）
--	------------

区分		入場料	
		個人の場合	団体の場合
首里城地区内施設	一般	830円	670円
	高校生	630円	490円
	中学生及び小学生	310円	250円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。

(2) 1年間を通して施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	1,660円
	高校生	1,260円
	中学生及び小学生	620円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

沖縄県告示第377号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり海洋博覧会地区内施設の入場料を承認した。

令和元年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 入場料の額

(1) 施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	1,880円	1,500円
	高校生	1,250円	990円
	中学生及び小学生	620円	490円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。
- (2) 1年間を通して施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	3,760円
	高校生	2,500円
	中学生及び小学生	1,240円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立名護青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあつては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 学校法人KBC学園 那覇市壺川3丁目5番地3
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円

研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第9号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

- 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 指定管理者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市首里池端町34番地2F
- 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第10号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字久貝706番地 1
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月 1 日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき320円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき150円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1 室 1 時間につき150円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1 時間につき370円
	一般及び学生	1 時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第11号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市字大川552番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月 1 日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき320円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき150円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1 室 1 時間につき150円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1 時間につき370円
	一般及び学生	1 時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---